

# 傷害保険付定期積金

預・25

平成28年4月1日現在

商品名 (愛 称)	きたしん傷害保険付定期積金
ご利用いただける方	・個人
取扱期間	・現在新規のお預かりはしていません。
期 間	・5年のみ
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額	・毎月一定の金額を一定日にお預け入れいただきます。 ・10,000円以上、250,000円以内。5,000円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
利 息 (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・契約日の店頭表示の利率「年利回り」を満期まで適用します。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填金は付利単位を1円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税 金	・お客様に支払われる給付補填金は、20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、地方税5%）が源泉徴収され、源泉分離課税となります（なお、マル優は利用できません）。
付加できる 特約事項	・普通預金及び当座預金からの自動振替による受入れができます。
中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×50%（ただし、解約日における普通預金利率を下限といたします）。
金利情報の 入手方法	・金利は店頭の電子掲示板または窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778-211）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛</p>

		争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
付帯される傷害保険の概要	保険契約者	信金中央金庫
	被保険者	定期積金契約者本人
	保険の対象	国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ亡くなられた場合や、入院・手術をされた場合に保険金をお支払いします。
	保険期間	定期積金契約日の翌日午前0時から5年後の応当日の午後4時まで（中途解約を除く）。 なお、保険の終期については、必ずしも定期積金の満期日と一致せず、契約日から5年後の応当日（土・日・祝日に関係なく終了）が期限となります。 また、定期積金について中途解約があった場合、保険については、次回到来する定期積金契約日の応当日の午後4時が期限となります。
	お支払いする保険金	<p><b>【傷害死亡保険】</b> 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に保険金をお支払いします。お支払いする保険金の額は、定期積金契約日から最初の1年については、被保険者カードに記載された掛金総額と同額となります。2年目以降については、掛金総額から毎年、初回掛金の1.2倍（1年分）の金額分ずつ減額した金額となります。</p> <p><b>【傷害入院保険金】</b> 事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院1日につき、被保険者カードに記載された掛金総額の0.1%の金額を保険金としてお支払いします（180日が限度）。</p> <p><b>【傷害手術保険金】</b> 事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術を受けられた場合、以下の金額をお支払いいたします。 ①入院中に受けた手術の場合 …… 傷害入院保険金日額の10倍 ②上記①以外の手術の場合 …… 傷害入院保険金日額の5倍 ただし、1事故につき事故の日を含めて180日以内の手術1回に限ります。</p>
	保険金をお支払いできない主な場合	<p>◎保険契約者や被保険者（保険の対象となる方）の故意によるケガ</p> <p>◎けんかや自殺・犯罪行為を行なうことによるケガ</p> <p>◎無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ</p> <p>◎脳疾患・疾病・心神喪失等によるケガ</p> <p>◎地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ</p> <p>◎ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミングなどの危険な運動中のケガ</p> <p>◎以下の職業に従事中に被ったケガ カーレーサー、オートバイレーサー、猛獣取扱者（動物園飼育係を含む）、プロボクサー、これらと同等またはそれ以上の危険を有する職業</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</li> <li>・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・預金保険機構の付保対象預金です。詳細につきましては、店頭に掲示の「預金に関する重要事項のお知らせ」もしくは「預金保険制度」のポスターを参照願います。</li> </ul>	